

第13章 広島県における「集落法人」の経営展開と課題 広島大学農学部（現：愛媛大学農学部）板橋 衛

1. はじめに

広島県は、2007年度から実施された「品目横断的経営安定対策」による「追い込み」⁽¹⁾的な展開が本格化する以前から集落営農づくりへの取組が顕著であり、「集落農業型農業生産法人（以下、「集落法人」と略す。）」⁽²⁾の設立も広範にみられた。こうした背景には、農業就業人口に占める65歳以上の割合が69.6%（2005年農業センサス）であり、高齢化が著しく進んでいることに代表される脆弱化した広島県の農業構造がある。また、耕地面積の8割近くが中山間地に位置するという恵まれない土地条件のため、個別家族経営では耕地面積規模拡大には限界を有しているためでもある。

集落法人のほとんどは、「集落の農地保全」「機械の効率利用」「住みよい集落環境の創造」を経営目標および設立の動機にしており、「専業の担い手の育成確保」を目標としている法人は約半数であった⁽³⁾。また、中山間地域等直接支払いの受け皿となるケースも多く、地域および農地を守るための仕組み作りという側面がきわめて強く先行した集落法人である。そのため、国の政策が想定する「経営体」的性格は、当初はかなり希薄であったとみられる。

しかし他方で、法人であるからには、常に経営収支が問われている。法人の代表者からも、「当初の目的は地域と農地を守るためであったが、それと同時に経営的に成り立つ仕組みも考えなければならなくなった。」という言葉がよく聞かれる。米価低迷の影響から販売収入が減少し、予定した経営収支が成り立たなくなっているため、集落内農家への還元を厚くした支出構造、米販売のみに依存した収入構造を見直さざるを得なくなっているのである。経営収支の問題を考慮した経営展開は、法人化を選択した以上、ある面で当然の方向であるとも言える⁽⁴⁾。

本稿では、そうした経営面の収支も考慮した展開を行いつつある広島県内の集落法人に注目するが、集落法人の経営展開そのものが地域の農業生産力再構築にほかならないと考えるからである。広島県の場合は「品目横断的経営安定対策」に先んじた展開とはいえ、後述するように県農政による強力な推進に誘導された面も否めない。しかし、早期より取り組まれた集落活動を活かした集団化をベースにし、地域および農業生産の再構築の切り札として、農家自らが主体的に集落法人の設立を選択した側面を重視するからである。

以下、広島県農政による集落法人育成政策を振り返り（2.）、設立された集落法人の全般的経営構造を検討する（3.）。そして、経営収支を強く意識した展開を行いつつある2つの集落法人の経営展開を分析することにより（4.）、地域の農業生産力再構築の可能性および課題について考察する（5.）。

2. 広島県における集落法人の設立状況と県農政の支援

(1) 地域農業集団の育成と県農政

広島県では、地域農政期になると地域農政推進対策として諸事業を実施してきたが、1983年に、国が「地域農政推進対策事業実施要綱」を改正し、地域農業集団育成事業を創設したことに伴い、同事業を進める。この事業目的は、土地利用型農業の規模拡大と生産性の向上を推進するため、意欲ある中核農家を中心に、兼業農家などを幅広く包摂した地縁的集団として地域農業集団を広範に育成することである。また、この集団による農用地などの利用調整活動を通じて、中核的農家の経営規模拡大や生産組織の育成を促進させ、地域全体として生産性の高い農業構造の確立を図ることも企図された。そのため、1集団当たり20万円程度の助成が3年間行われ、広範な育成が図られ、1983年度と1984年度の2年間で、最終的に設立された集団数の半分以上にあたる868集団が設立されている。最も設立数の多い時期には、集団がカバーする県内の集落、農家数、および農地面積は約半分に達した。

その後、1986年からは地域農業の整備促進事業として、「いきいき農業集団モデル育成事業」を県単事業として実施する。事業目的は、「いきいき農業ひろしま」の中心的担い手として地域農業集団を位置づけ、地域の主要作物の振興計画を作成し、地域農業の活性化を図ることであり、モデル的な集団に対して10万円の助成を実施している。またこの一環として、地域農業集団相互の情報交換などを目的とした「広島県地域農業集団連絡協議会」が県段階に設置され、その事務局機能は農協中央会が担う。この協議会では、研究集会、交流集会、先進地視察、機関誌発行などが行われ、連絡協議会育成強化対策事業として県からの助成が続けられた。

こうした地域農業集団の設立は、圃場整備の実施が契機となるケースが多く、農業機械の共同購入時に助成を受け、共同利用、共同作業を行うことで、活動が実質化している。1997年度における活動内容および実施集団の割合をみると、「農用地の流動化の促進」50.6%、農用地の利用向上39.1%、機械・施設の共同利用36.1%、農作業の共同化24.5%、作付地の集団化17.8%などであり、1990年代後半になると、事実上活動を休止している集団も多くなってきていた⁽⁵⁾。

(2) 集落法人の育成と県農政

広島県において、集落法人設立の第一号は1988年度における「一木生産組合」であるが、集落農場型という点ではやや変則的であり、実質的には1989年度に設立された「重兼農場」がモデルといえる⁽⁶⁾。重兼農場の設立に当たっては、高生産性農業生産システム（低コスト農業生産）を確立することを目的に実施された同年度の県による「集落農場育成対策モデル事業」が利用されている。

第1表 広島県における集落法人の設立状況
(2008年6月20日現在)

単位:法人

年度	設立数	うち		特定農 業法人	圃場整 備要件	中山間 直接支 払活用
		担い手 中心型	全戸 参加型			
1988年	1		1			
1989年	1		1	1		1
1990年						
1991年						
1992年	1	1		1		
1993年						
1994年						
1995年	2	1	1	2	1	2
1996年						
1997年	1		1	1		1
1998年						
1999年	2		2	2	2	2
2000年	2		2	2	1	1
2001年	8	1	7	8	4	6
2002年	19	2	17	19	4	14
2003年	22		22	21	6	12
2004年	7	1	6	7	4	3
2005年	8		8	8	1	7
2006年	23	6	17	8	3	3
2007年	26	8	18	-	-	-
2008年	4		4	-	-	-
合計	127	20	107	80	26	52

資料：広島県資料及び聞き取り調査（2006年7,11,12月、2008年6月）

注1）「担い手中心型」「全戸参加型」は広島県の分類による。

- 2）2002年度設立の法人のうち1つが、「担い手中心型」から「全戸参加型」に性格（広島県の位置づけ上）が変化している。
- 3）圃場整備要件は、県営の「21世紀型」「担い手育成型」「経営体育成型」であり、農地集積が義務化されている事業を実施した地域をベースに設立された法人である。
- 4）2007年度以降の設立法人の性格に関しては、資料不足のため、特定農業法人、圃場整備要件、中山間直接支払活用に関して不明である。
- 5）2008年度の4法人は、6月20日段階。

その後の設立状況は、第1表に示した通りであるが、2000年度までは年間で平均1法人以下の設立状況であった。しかしその後、食料・農業・農村基本法の具体化として、広島県が2000年3月に策定した「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の中で、企業的経営体の育成として、土地利用型農業の場合は集落法人の育成を目指すことが施策の柱に位置づけられてから急展開を示す。そこでは、2010年までに410の集落法人を設立することが目標とされており、地域農業集団の中で、何らかの機械の共同利用組織を有

しているなど、活動が活発な集団数から導き出された数値であり、実現可能性の高い目標と目論まれていた。第1表にみられるように、2001年度には8法人、2002年度19法人、2003年度22法人と設立が相次ぎ、2003年度までに59法人が設立され、目標の69%の達成率であった。

しかし2004年度は7法人の設立に留まった。2004年度に設立が急減した要因としては、1つには、連担地加算を加えると10a当たり45,000円であった農用地利用集積促進事業による農地集積への促進費の支払が認定農業者などに限定されることになったためである。2つには、2004年度で期限が切れる中山間地等直接支払制度の継続の見通しが立っていなかったためであり、実質的にはこの制度による助成金の位置づけが集落法人内では大きいことが窺われる。3つめには農業会議が主催して3年間開催されていた集落のリーダー育成講座が終了したこともあり、法人設立に尽くす人材育成ができなかったことがあげられる。それまでは、この講座に出席したリーダーが中心となり、法人設立に至るケースが多く見られた。さらに、4つめとしては、2004年度は台風被害が相次いだことに加えて米価低迷が顕著になり、既設集落法人の経営状況が厳しくなる実態が明らかになったことも関係がある。こうしたことから、2004年度は集落法人設立の動機付けが薄らいだものと考えられる。しかしペースは落ちたが、その後も設立は相次いでおり、基本的には地域における集落、農業、農地を維持するための仕組み作りを急がなければならないと考える農家の危機意識があるといえる。

こうした法人設立には、県の方針のもと、普及組織の働きかけにより、市町村や農協などの協力を得て支援が行われてきた⁽⁷⁾。2001年度から2005年度までは県単独の支援事業を創設し、法人設立に要する経費の助成を行ってきた。大型の農業機械・施設の整備に要する法人の初期投資は、市町村負担分の助成も受けることにより半額負担に抑制された。2006年度からも継続的な事業を行っており、設立促進費として初年度の活動や初期投資に対して集積面積に応じた助成を行っている。特に2007年度からは小規模でも収益性の高い園芸作物などを導入した場合には、集落面積要件を緩和する措置もとられており、再び設立数が増加している。また、当初は、農協利用から離れることが懸念されるため、集落法人の設立にあまり協力的ではなかった農協系統も、法人設立段階から対応する動きもみられるようになり、農協内に法人連絡協議会を組織し、施設利用や生産資材利用の法人メリットを示すところもあり、関係機関の協力的支援体制が確立しつつある⁽⁸⁾。

しかし、次にみるように、設立された集落法人の収益構造が必ずしも計画通りとは言えない中で、新たな集落法人の設立への支援と同時に既存の集落法人に対する指導が県農政を中心とした関連機関の大きな課題となっており、より永続的な経営の構築をめざした経営力の強化をキーワードとした指導を強化している。

3. 集落法人の経営

(1) 米販売収入中心の収益と営業赤字の経営構造

設立された集落法人の経営概況については、第2表に示した通りである。母集団の法人数が毎年変化するために単純比較はできないが、この表より経営状況を分析してみよう。

第2表 広島県における集落法人の経営概況(調査法人平均)

		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度	
		単位:千円、%							
収益	売上高	19,782	100.0	17,930	100.0	19,800	100.0	22,136	100.0
	うち								
	米販売	16,651	84.2	14,849	82.8	17,522	88.5	17,554	79.3
	その他販売	1,583	8.0	2,026	11.3	1,773	9.0	4,582	20.7
	作業受託	1,548	7.8	1,055	5.9	505	2.6	-	(注3)
費用	合計	23,418	100.0	23,190	100.0	19,853	100.0	25,845	100.0
	うち								
	材料・製造費	9,301	39.7	12,189	52.6	8,943	45.0	11,457	44.3
	労務費	3,805	16.2	4,205	18.1	3,098	15.6	5,149	19.9
	作業委託費	2,703	11.5	2,256	9.7	2,783	14.0	3,965	15.3
	役員報酬	1,899	8.1	314	1.4	571	2.9	726	2.8
	支払地代	3,828	16.3	2,940	12.7	2,783	14.0	2,721	10.5
	一般管理費	1,882	8.0	1,286	5.5	1,675	8.4	1,827	7.1
営業利益		-3,636		-5,260		-53		-3,709	
	営業外収益	5,313		11,210		7,080		6,525	
	営業外費用	782		911		3,285		1,203	
経常利益		895		5,039		3,742		1,613	
集落農業所得(注1)		13,130		14,754		12,977		14,174	
調査法人数(法人)		38		45		48		67	
平均構成員(人)		41		39		43		45	
平均経営面積(ha)		30		28		26		28	
平均支払地代(円/10a)(注2)		12,760		10,500		10,704		9,718	

資料:広島県、広島県集落法人連絡協議会

注. 1)集落農業所得は、「労務費+作業委託費+役員報酬+支払地代+経常利益」である。

2)経営面積は利用権設定面積と作業受託面積の合計であり、その面積から計算した支払い地代である。

よって地主に支払われる小作料は、この金額よりも高い。

3)2006年度の作業受託収益はその他販売に含まれる。

収益の約80%が米の販売であり、野菜や花卉などの園芸作物を導入している集落法人は、2004年度の調査で約半分ほどあるが⁽⁹⁾、その販売金額は2.9%である。そのため、米価低迷が続く今日において、米販売に依存した収益構造の見直しが急務になっている。また、作業受託に関しては、127法人(2008年6月20日現在の設立数)平均の受託面積が2.1ha⁽¹⁰⁾であり、収益面でのウエイトは決して高くはない。しかし、担い手中心型の法人に限ってみると平均作業受託面積は4.7haであり、全体平均の2倍以上の面積がある。一番多い法人では25.3haを受託しているが、この法人は担い手中心型の法人という位置づけではない⁽¹¹⁾。

収益から費用の合計を差し引いた営業利益は、2003年度と比較して2005年度においては100万円以上圧縮されているがマイナスであり、赤字の構造にある。これを、産地づくり交付金や中山間地等直接支払などの補助金による営業外利益により補填される形で

経常利益が黒字になっている。こうした構造は、理事層の多くが、設立当初よりある程度、補助金などの収入を予定して経営を行ってきたからであり、集落内構成員への還元を重視した支出を行っているためでもある。第2表の中における集落農業所得の高さがそのことを示しており、法人構成員の作業への出役に対して支払われる労務費、畦畔等の草刈りや水管理に対して支払われる作業委託費、役員報酬、支払地代の合計が2003年度52.2%、2006年度は低下したが48.6%であり、費用の大きな割合を占めている。こうした支出面での特徴もあり、経営的には営業赤字になっている。

このような経営状況に対して、設立された集落法人内においても経営方向の見直しを検討しつつある。経営コストの更なる低減への取組、新規作目の導入および販売体制の変更などによる収益増加への試みであるが、具体的に次のような形で行われつつある。

(2) 経営体質強化への取組

1つは、経営面における集落内への支出の見直しである。先述したように集落法人の母集団が異なるため単純比較はできないが、第2表に示したように、集落の構成員に支払われる労務費・作業委託費・役員報酬・支払地代の合計が支出全体に占める割合は、4ポイント程度ではあるが低下している。特に支払地代は大幅に低下しており、いくつかの集落法人において、実際に支払地代の見直しが行われている。支払地代に関しては、地域資源である農地を維持・管理していくために、たとえマイナスになっても仕方がないと考えている集落法人もみられるが⁽¹²⁾、基盤整備償還の関係や地代収入に固執する高齢者などもみられるため、実際に実施することは容易なことではないと考えられる。また、労務費に関しては、その割合が増加しているが、後述事例に見られるように、時間当たり単価や作業ごとの価格差などの面では見直しも行われつつある。

2つは、作業面におけるさらなるコストダウンへの取組である。稲作においては、農業技術指導所からの指導もあり、疎植栽培や直播栽培を始める法人が増加しつつある。こうした栽培技術を選択することにより、米の単収が減少することは予測されているが、省力化を優先している。また、労務費支出の削減を図るため、労務管理の徹底に務める動きもみられる。しかし、従来の農家個々による栽培管理方法に対して意見することにもなる労務管理の徹底は、集落内の人間関係の問題にもなりかねないことであり、これも実際には難しい課題である⁽¹³⁾。

その他、作業面でのコストダウン方法としては、集落法人間や地域の営農組織と連携することによる機械維持コストの軽減も行われつつあり⁽¹⁴⁾、機械などの投資を抑えた形での稲作以外の作目導入にもつながっている。これらの連携のいくつかは、地域ごとに結成された法人間のネットワーク組織である集落法人地域協議会の活動から派生した取組であることも、集落法人独自の経営体質強化の動きとして注目されている。

3つめとしては、収益の拡大を目的とした青果物導入や農産物加工、米の直接販売活動などの取組があげられる。これはコストダウンのみでは法人経営の希望や活力が生じないための選択でもある。収益の中心的な位置づけではないが、2004年度の調査で見ると、約半数の集落法人が野菜や花卉などの園芸作物を導入しており、導入したいと考えている集落法人を合わせると70.9%に達する。また、農産物加工が同様に54.5%、米の消費者

などへの直接販売が 74.5 %であり、特に収益低下が顕著であり集落への還元額が少ない集落法人ほど積極的な取組を検討している⁽¹⁵⁾。青果物導入は、女性労働力の活動の機会提供を企図しての動きでもある⁽¹⁶⁾が、次の事例で見ると、栽培技術や加工技術の習得面においては専従者的役割の確保が課題であり、継続的な出役という点においては高齢者や女性労働者のみでの取組には限界もみられる。

こうした取組は、集落法人のタイプに関わらず全般的にみられる傾向である。そこでは単に集落の農地を守るという目的から、今後の継続性のためには、経営収支も考慮した「経営体」としての確立も余儀なくされている現状が垣間見られるが、問題はそうした新たな経営展開を行うことにより、集落法人の性格にどのような変化が生じているかである。このことを、様々な支出の見直を行ってコストダウンを図りつつ、他方で稲作以外の部門への取組を行っている2つの事例から検討してみよう。

4. コストダウンと経営の多角化に取り組む集落法人－2つの事例から－

(1) (農) A法人 (第3表参照)

第3表 事例集落法人の概要

法人名	A	B
法人形態	農事組合法人	農事組合法人
法人のタイプ	担い手中心型	全戸参加型
設立年次	1995年	2002年
構成員	16人	88人
利用権設定面積	48.6ha	29.4ha
作業受託面積	3.7ha	臨時的に対応
主な作付作物	水稲: 30.4ha トマト: 0.4ha キャベツ: 1.5ha	水稲: 25.7ha ぶどう: 2.0ha
支払地代(円/10a)	組合員: 18,000円 集落内非組合員: 12,000円 集落外農地: 6000円	11,250円
作業委託費(円/10a)	4,000円 (畦畔作業、水管理合計)	畦畔草刈: 3,000円 水管理: 1,500円
労務費(円/時間)	一般作業: 700円～1,350円	一般作業: 750円 防除: 1,500円
作業従事者	従業員: 9名	オペレーター: 10名 水稲作業従事者: 20名 ぶどう従事者: 6名

資料: 各法人資料、聞き取り調査(2005年8月、2006年11月(A)、12月(B)).

注. 法人のタイプは広島県の分類による.

1) 設立の経緯と労働力面の特徴

同集落法人が位置する北広島町(旧芸北町)の集落は島根県境に近い中山間地域であり、早くから過疎化と高齢化が進展しており、集落機能の維持さえ危ぶまれる限界的集落であったが、圃場整備は比較的早期に行われ、1991年には完了している。集落内には後継者不在の農家がほとんどであり、農作業を委託する農家も多く見られたが、受け手となる担い手農家は限られていた。現法人代表はその数少ない担い手農家であり、水稲と野菜作に取り組む専業経営であった。また、農業委員にも従事しており、集落内の農家からは、農業者年金の受給資格を得るために農地の第三者委譲に関する相談を受けるようになるが、担い手が少ない集落であるため、結果的に現法人代表が農地を借り受けざるを得ない状況になる。そのため、集落内外を含めて10ha以上の経営を行い、労働力の関係から野菜作は中止せざるを得ず、水稲単作の経営を妻と2人で行っていた。しかし、1994年に妻の体調の関係から現法人代表がたった1人で全農作業に従事し、その作業量が多く大変苦勞し、もし自らも病気などになった場合における集落内の農地管理に対し、圃場整備の償還金の支払いも含め、強い不安感を有することになる。それを機に、集落の農地をどう維持管理するべきかという問題を集落全体に呼びかけ、話し合いが繰り返される中で、集落の法人化を選択肢として位置づけ、東広島市の重兼農場への視察なども行い検討し、1995年の収穫作業が終了した後に、集落内農家23戸のうち15戸の参加により集落法人の設立に至っている。

集落法人設立時の主な労働力は、現代表夫婦と他農家の後継者の3人であり、専門的に農作業に従事した。その他の農家は、体力・経験に応じて限定的に作業を受け持つ程度であり、担い手中心型の集落法人といえる。設立時は受託面積を含めて水稲作付面積は20haであったが、専従者3人の生活が成り立つ経営規模の確保という観点で、水稲作付面積30haを目標とした。こうした、専従者の生活が成り立つ所得を確保するという考え方はその後の経営展開においても重視されている。設立後、この法人はUターンやIターンの形で若い従業員⁽¹⁷⁾を受け入れ、農繁期には彼らが専門的に農作業に従事している。従業員に対して十分な給与を支給することを目的に、臨時的農作業従事者と格差をつけた労務費の支払を行っており、時給当たり700円から1,350円と幅を設け、次に見るような経営の多角化を図っているのである。

2) 経営の多角化

設立から数年間は、小麦・大豆作に適さない湿田という条件も要因であるが、水稲生産調整は受け入れずに水稲のみの作付を行っている。収穫後は法人の乾燥貯蔵施設を利用し、農協には出荷することなく米屋や消費者に直接販売していた。そのため米価下落の影響は大きくは受けてはいないが、早くから水稲以外の作目導入も模索していた。しかし労働力が不足しており、取り組むことはできなかった。

野菜作としてトマトを導入する契機となったのは現代表の息子の就農であるが、高校卒業後には既に技術習得を目的として県の農業技術大学校に入学している。息子は1999年に就農するが、同時に大学校の同級生が従業員として法人に就職し⁽¹⁸⁾、トマト栽培の労働力は豊富になる。トマト栽培に関しては息子を責任者として位置づけており、水稲育苗用のハウス跡地などを利用して40aの栽培を行っている。その後、トマトとの輪作的作

物としてハウレンソウ栽培を行った時期もあるが、施設土壌の塩類集積によりトマトの樹勢に悪影響を与えることと、労働力が多くかかることを考慮し、中止している。またその後、代表の娘達が次々と就農し、花卉やパプリカなどの作目にも取り組んでいるが、まだ試験的な位置づけでもある。そうした中で、2005年度よりキャベツの栽培に本格的に取り組んでおり、2005年度は1.0haの作付であったが、2006年度は1.5haに拡大し、2007年度は2.0haの作付を計画している。キャベツ栽培は、お好み焼きの材料としての県内産キャベツの普及促進を目的に、県が推進するプロジェクトであり、収穫後は全農広島県本部が買い取る契約である。そのため、価格的には保証されている。キャベツ栽培に関しては、2006年に就農した集落外出身者を責任者として位置づけ、キャベツ栽培の専門的技術を習得するよう育成している。

このように、野菜作に関しては、品目ごとに専従者を責任者として位置づけ、専門的技術習得とやる気向上を図っている。また、野菜作に関しては、農家女性の労働力を期待して計画した側面もあるが、実態としては、日々の管理が必要で適期作業を行うためには、当てにはできない事も多く、現在ではほとんどが従業員によって行われている⁽¹⁹⁾。

3) 黒字経営体制の確立と今後の展望

経営収支構造は、営業利益が赤字で経常利益がプラスであり、県内集落法人平均と同様の構造である。支出の中では、従業員への労務費が大きな割合を占めている。従業員を中心とした作業体系であり、専従者を養いつつ積極的に経営の多角化を行ってきた結果とみることができる。支払地代は、当初は構成員に対して10a当たり25,000円を支払っていたが、1997年より18,000円に引き下げている。それでもこの地域では高額の地代であるが、基盤整備の償還を考慮するとこれを維持していかなければならないという判断である。また、集落内の法人構成員以外の農地は12,000円で利用権設定を行っており、集落外の農地は6,000円と格差をつけている。こうした格差はあるが、集落外でも高齢化などにより労働力が不足しており、利用権設定を求める動きも多くなっている。また、畦畔草刈りや水管理の地権者への委託は水田10a当たり換算で4,000円に設定してあるが、当初より法人側が作業・管理するケースが多く、現在ではほとんど委託料は発生していない。

こうした現状に対して法人としては、野菜作を導入して経営の多角化を図り収益の増加を追求しつつ、水稻作に関しては集落を基盤とした経営体質を変えていく時期ではないかとの考えもみられる。労働力不足が顕著になっている集落外からは、比較的好条件の農地も利用権設定を頼まれるケースがみられ、逆に集落内農地は高地代であるにもかかわらず条件的には恵まれておらず、可能であれば借り受けて作業を実施したくない農地があるのが事実である。しかし実際には圃場整備の償還金の問題もあり、集落法人としての責任から集落内の農地は管理せざるを得ないが、それを行うことが経営面の採算を厳しくしているのも事実である。今後、機械更新が必要になり、より一層の経営黒字体質が求められ、基盤整備の償還が終了する時期になると経営方針の大幅な転換も考えられるが、その場合には農事組合法人という法人形態を株式会社に組織換えすることも視野に入れている。

(2) (農) B法人 (第3表参照)

1) 設立の経緯と労働力面の特徴

同集落法人は標高 500m 前後の世羅町北部の中山間地域に位置している。兼業化と高齢化が進み、耕作放棄地の拡大も進みつつあった同地域の6つの集落が、2000年から着工した県営担い手型圃場整備事業を受け、基盤整備終了後の有効な経営のあり方を話し合う中で、現在の耕作者の大半が高齢者であることと、圃場整備事業の採択要件である事業終了後の農用地 50%以上の担い手への集積を考慮し、集落法人化が選択肢に入ってきた。さらに関係機関などへの相談を行う過程で、前述した県の補助事業による集落法人設立に対する助成金が得られること、法人化することにより圃場事業の個人負担率の更なる軽減⁽²⁰⁾を受けられることも起因して話が進み、圃場事業の面工事が終了した工区(2集落に関わる)の農家41戸、利用権設定面積15haで2002年に集落法人が設立された。その後、工事が完了したその他の集落からも参加がみられ、現在は88戸、利用権設定面積は29.4haに達しており、圃場整備事業の約55haの半分以上の集積を実現している⁽²¹⁾。

労働力としては、30歳代と40歳代を中心にした10名のオペレーターが登録されているが、すべて農外に恒常的に勤務しており、土日の作業従事がほとんどである。その他、役員層を中心に日常的に作業を行っているが、田植え時期などに最大限集めても20名程度である。全戸参加型の集落法人とはいえ労働力的には限られた人数であり、労働力不足下で経営展開を行わざるを得ない状況にある。

2) 設立後の経営展開

設立後の作付は水稻を中心としつつ、国の試験場によるテスト的作付体系として水稻→麦→大豆の2年3作体系も行っていった。これは試験場の実験圃場的な位置づけでもあり、転作奨励金に当たる助成金が10a当たり83,000円と高額であった。しかし、収量的には期待された結果は得られず、試験研究の打ち切りと同時に2005年までで中止しており、2006年は水稻中心に切り替えている⁽²²⁾。

水稻栽培には省力化技術が多く用いられている。育苗は、育苗ハウスを必要としない乳苗段階まであり、播種後数日で田植えを実施する。また、直播も5.4haほど実施している。こうした技術を採用するに当たっては、単収の低下も十分予想されたが、労働力不足を考慮し省力化を優先している。また、畦畔管理に関しては年3回作業などを条件に水田10a換算で3,000円の委託管理料を支払っており、水管理に関しても水系ごとに、同様に1,500円で委託している。しかし、この委託料水準の低位さの問題もあるが、労力的な関係から急速に法人への依存が増加している。その他、防除などの水稻作業においてもオペレーター層の従事が休日に限定されるため、適期の作業を難しくしている。こうした水稻作業における省力化技術の実施と労働力不足による管理作業の不徹底などが要因し、2003年度には10俵近くあった10a当たり水稻収量が、2006年は7.4俵にまで低下した。そのため、根本的な地力対策も必要であるとの認識のもと、2006年の収穫後には10a当たり1.5tの牛糞堆肥を投入しており、2007年以降も実施する計画である。

他方、米価下落の影響もあり、米販売にのみ依存した収益構造では減少傾向に歯止めがかからないため、新たな収益源を確保することを目的に、2005年からブドウ栽培に着手

しており、2 ha に苗木を移植した。これは、世羅町のワイナリーに仕込む原料として栽培が奨励されたことを受けたためでもあり、初期投資の85%が県と町による補助で賄われている。ブドウの導入に関しては、世羅町内の果樹農家が経営面で苦勞していることをよく知る組合員からは反対意見も多く出されたが、将来の期待と希望という観点と、補助が受けられる時期の決断として、役員層の主導で決定されている。

ブドウの栽培技術に関しては農業技術指導所から受けており、役員の中のブドウ担当者を中心に主に6人が作業に従事している。その中には、勤務先定年後にブドウ栽培に従事している方もみられ、熱心に従事しているようである。当初期待された女性労働は、手伝い程度に限定されており、思ったほど当てにはできていない。そうしたこともあり、比較的若く、技術的にも熟達した専従的な担当者を、集落外からでも雇用したいという構想を有している。ブドウ栽培は、取り組んでからまだ2年目であり、収穫はごくわずかであるが、将来は10a当たり40万円の収益が見込まれている。さらに、生食用としての出荷分に関しては、消費者への直接販売も検討しており、現在、農協への全量出荷の米についてもそうした直売ルートでのセット販売を構想している。

3) 経営体質の改善と今後の展望

B法人の経営収支も営業利益がマイナスで経常利益がプラスという構造が毎年続いている。そのため、2006年より集落内構成員への還元額の見直しを行っている。労務費としての支払いは防除を除いた作業のすべてを、設立時からの時給1,000円から750円に引き下げている。また、支払地代も10a当たり15,000円から11,250円に引き下げしており、役員層としては、7,500円にまでは引き下げる必要があるとの意向も有している。労務費が引き下がったことにより、集落内組合員の出役意欲がより低下することも考えられたが、畦畔管理や水管理も法人側が行わなければならないほど労働力は不足しており、役員層やオペレーター層が受け入れたため、大きな影響はみられなかったようである。とはいえ今後も高齢化により、一層の労働力不足が懸念されるため、一般の出役労賃を下げることとは別に、常時雇用的職員を厚遇して受け入れることも検討されており、具体的にはブドウ栽培面の技術者の専従職員化を目標としている。

このように、全戸参加型の集落法人においても経営収支の問題は常に問われている。そのため、集落内構成員への還元を重視した支出構造の見直しが行われつつあり、経営の多角化に対応して集落外からでも専門的な従業員の確保も目標とされている。

5. おわりに

広島県における集落法人の展開は、国の政策による「追い込み」的展開に先んじてはいたが、県の政策による強力な推進がみられた。しかし根本的には、過疎化・高齢化する中で集落内の農業・農地を維持管理するための方法とし、集落内の農家自らが集落法人化を決断したためであり、そうした意味では、この集落法人の経営展開が地域の農業生産力再構築の取組そのものであるといえる。

とはいえ設立された集落法人の平均的経営状況は営業利益がマイナスであり、補助金な

どを補填した経常収支でかろうじてプラスである。米価が低迷する中で当初目論んだほどの収益を有していないためでもあるが、集落内の構成員に対する支出を重視しているためである。そうした点においては、法人化することにより集落内の農業・農地を維持しつつコストダウンを図り、そのメリットを集落内に還元するという役割は十分に果たしているといえるが、農政の求める「経営体」では決してないと考えられる。しかし、引き続く米価低迷により当初予定していた収益がさらに減少し、補助金が継続することも不透明な状況の中で、機械や施設更新にも備えた経営体力の確立が急務の課題となり、営業利益での黒字化が目標とされている。そのためのコストダウンの更なる追求と経営の多角化は、確かに蓋然的展開とみることはできる。問題はその経営展開を通して集落法人の性格が変化している側面である。

注目すべきは、そうした取組の中で、集落を基盤とした事業活動を最重要視してきた集落法人が、その集落から相対的に独立する活動が見られる点であると考えられる。支出面での見直しは、これまで最も重視していた集落内構成員への支払に関わる部分でも見られ、多くの集落法人では支払地代の減額、労賃の支配方法とその水準などの見直しを行っている。また、比較的低地代になる集落外の農地の借入を行う動きも見られており、A法人では将来的には集落外の農地に基盤を移すことも視野に入れている。経営の多角化を図るための青果物の導入においても、集落内の全農家が農作業に従事する形での参加ではなく、すでに限られた労働力で対応しており、さらに専従者を位置づけるケース（A法人）や、今後の予定ではあるが責任者の採用を企図するケース（B法人）もみられ⁽²³⁾、集落内に人材が不足する場合は、新規参入者の受け入れも視野に入っている点も見逃せない点である。

こうした集落法人の展開の背景には、全戸参加型の集落法人とはいえ、農業従事が可能な集落内構成員が設立時よりもさらに限定されている点があげられる。すでにオペレーターは限られているが、畦畔の草刈りや水管理などの作業に従事できる構成員も減少しつつあり、そうした作業を集落法人が行わざるを得なくなっている。そのため、集落法人が経営収支を強く意識した事業展開を行うことに対して、地権者である構成員の相対的な発言権の低下があるのではないかと考えられる⁽²⁴⁾。

農業生産力の点では、労働生産性にきわめて偏った展開である点を指摘しておかなければならない。実際に多くの集落法人では、水稻作の単収が減少している。これは、米の販売面を意識し、収量よりも良食味米の生産を重要視しているためでもあるが、直播栽培や疎植栽培などの省力化技術、大型機械作業中心による倒伏回避の肥料設計など、より少ない労働力で米生産を行うための栽培体系を実施しているためでもある。これは、構成員の労働力の減少に加え、経営費としての労務費支出を抑えるための選択でもある。しかし、どうしても管理作業は疎かになり、適期作業が難しくなるケースもあり、大幅な単収減少につながることもある。また、地力の低下も否めない。野菜の品目選定においても、作業時間の長さが一番の選択指標になっているケースもみられる。こうした形での地域の農業生産力の再構築なのである。

今後、定年者が集落内に帰農する動きを本格化することも想定されている。しかし、経営収支を考慮に入れ、経営の多角化を図りつつある集落法人の事業活動にとっては、集落内の資源のみに依存した展開では限界がある。そのため、集落から相対的に独立した経営

展開は行わざるを得ないであろうが、それで集落内の農業・農地を維持することがどこまで可能であるか。広島県の集落法人の展開は、早くも大きな課題に取り組まなければならないのが現状である。

- 注 (1) 「集落農場型農業生産法人」とは、広島県が「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の中で用いている呼称であり、本節はそれに従う。なお広島県は集落法人を「集落（1～数集落）が1つの経営となって、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業生産法人」と定義している。
- (2) 田代洋一「農業の協同を紡ぐ《9》経営所得安定対策等を斬る」『文化連情報』No. 334, 2006年。
- (3) 広島県農林水産部「集落農場型農業生産法人経営調査報告書」2005年。
- (4) 安藤光義「集落営農の持続的な発展に向けて」安藤光義編著『集落営農の持続的な発展を目指して』全国農業会議所, 2006年。
- (5) 板橋衛「中山間地域における農協の農用地利用調整事業の展開と経営構造に関する研究」全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告第三十一輯』家の光出版総合サービス 2005年。
- (6) 重兼農場に関しては多くの論文で取り上げられているが、田代洋一『農地政策と地域』日本経済評論社, 1993年, 田代洋一編著『日本農業の主体形成』筑波書房, 2004年を参照。
- (7) 石田良二「「集落農場型農業生産法人」育成と普及活動」『農業と経済』第68巻第6号, 2002年。
- (8) 広島県農林水産部総括管理局農業活性化推進室集落法人育成グループ「広島県における集落農場型農業生産法人の育成」『農業と経済』第72巻第12号, 2006年。
- (9) 広島県農林水産部「前掲書」2005年。
- (10) 受託作業内容別の面積に関しては不明である。
- (11) 文中でも述べたが、広島県の支援事業における面積要件の緩和から、園芸作物の導入を中心とした担い手型集落法人もみられるようになった。そこでは経営面積が小規模であり、受託面積も少ない傾向にある。2005年度までに設立された集落法人のうち受託を行っている担い手型集落法人に限ってみると、平均の受託面積は17.3haである。
- (12) 長浜健一郎「地域資源管理と集落営農」『農業と経済』第71巻第5号, 2005年。
- (13) 板橋衛「集落農場型農業生産法人経営における労務管理」『地域農業と農協』第35巻第4号, 2006年。
- (14) 金子いづみ「集落営農と大規模農家の対等なネットワーク参加と調整活動」安藤光義編著『前掲書』2006年など参照。また、三原農協では、集落法人の協議会の事務局を務め、法人関連の機械の共同利用と営農集団や大規模農家をも含めた作業の調整を実施している（「日本農業新聞」2006年11月21日）。
- (15) 広島県農林水産部「前掲書」2005年。
- (16) 園芸作目の導入に関しての女性労働の位置づけに関しては、棚田光雄「集落営農展開の類型と課題」『近畿・中国・四国農研農業経営研究』第14号, 2006年, 安藤光義「前掲論文」安藤光義編著『前掲書』2006年を参照。
- (17) A法人では、オペレーターと呼ばずに従業員という位置づけである。
- (18) この従業員は2006年に地元に戻り、そこでトマト栽培を始めている。
- (19) その他、水道施設管理の委託や牛群検定の委託作業なども受けており、それぞれ、従業員が担当している。
- (20) 受益者負担は12.5%であるが、法人化することにより県の補助を受け、5%にまで軽減すると見込まれた。
- (21) 比較的平地に位置する1つの集落（約20ha）は法人に参加していない。
- (22) 転作面積は町内で調整しており、山間地の水田における転作消化部分があるため、B法人には水稻中心の作付が可能になっている。

- (23) 棚田光雄「前掲論文」においても、園芸作目に関しては責任者の確保が重要な課題であると指摘している。
- (24) 田代洋一『前掲書』2006年では、同様な指摘として、管理作業を協業組織側が行うことで生産者組織としての事業展開になると述べられている。